

法務研究科におけるFD活動

専門職大学院としての法務研究科では、授業内容および方法を常に改善し、優れた法曹の教育にあたるための努力を行っている。FD活動は、「専門職大学院設置基準」、とりわけ「法科大学院設置基準」を前提に、あるべき法曹の育成のための授業内容・方法の実現に向けて行われる。すなわち、法科大学院では「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先天的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」(中央教育審議会意見)を備えた人材を育成すること、さらには理論と実務の架橋の実現をはかることが求められているが、これを実現するには従来の法学教育、方法論に一層の改善を図る不断の努力を必要とするのである。

このような観点から、本研究科では、教育目標到達に向けられた内容豊かな密度の濃い、効果のある授業を組織的に実現するために、FD活動において、授業内容・方法の改善にあたっている。現在、この活動は、「教育改善研究会」と称する会を中心に行われており、年間5回以上実施している。以下に、具体的な活動のいくつかを示すこととしたい。

(1)「学生による授業評価」

担当者が専任者であるか兼任者であるかを問わず全科目につき、前期、後期の最終週に15分程度の時間を使って、学生が教員の授業を評価する無記名アンケートを実施している。18の評価項目のほかに、さらに自由記述欄をもうけ、学生の率直な意見が担当教員に伝わる途を用意している。言うまでもなく自由記述欄の記載については、回答者の匿名性の確保に留意している。他の教員の方も含めてアンケート結果のすべてを示された各教員は、他教員への評価をもふまえて、自分のアンケート結果に対してコメント(「教員のコメント」)をすることになっている。

「アンケート結果と教員のコメント」は、まとめて製本し、各教員に配布するとともに、合同研究室に配置し閲覧できるようにしている。また、学生ラウンジに配置することにより、学生も閲覧できるようにしている。学生各人において、自分の評価の相対化をはかり、各自の履修姿勢の点検をもらうためでもある。教員においては、「教育改善研究会」において、これを素材にして、教育内容・方法の改善に向けた議論をすることも行っている。

なお、研究科長を中心に教員と学生とが、日常的な問題について自由に話し合う懇談会を開催している。これまで、研究科の施設、カリキュラム等について学生の意見が反映されることになった。

(2)「外部評価」など

学外の実務家と研究者による外部評価委員2名に委嘱して、本学独自の「外部評価」を受けている。外部評価委員は、本学の自己点検・評価報告書、入試要項、パンフレット等さまざまな資料を閲覧し、授業見学や院生・教職員との意見交換会を行った上、外部評価報告書を作成し、改善点などを指摘する。その報告書をもとに教授会と意見交換会を実施する。外部者の厳しい指摘・意見をよく吟味して取り込み、より良い、充実した法科大学院教育となるよう努めている。5年に一度受けることとなっている「認証評価機関」による評価についても同様である。

(3) 同僚教員の「授業見学」

前期・後期各2週間の授業見学期間を設け、各教員は、同僚教員の授業を見学することとしている。授業見学をした後、見学者は、所定の報告書に、予・復習のさせ方、授業の仕方、質問に対する応接の仕方、教材の有無・当否などを忌憚なく記入して、その記録を残し、これが見学を受けた教員に示される。そして、「教育改善研究会」において、これをもとに意見交換をすることによって、教育内容の改善を組織的にはかっている。

(4) 「相互レビュー」など

法律基本科目・実務基礎科目については、「共通的な到達目標」を意識して全体的な授業計画を立てている。また、とくに法律基本科目については、個々の定期試験問題、成績評価について、公法・民事法・刑事法という分野ごとに、当該科目担当者以外の教員が定期試験前又は試験後に「相互レビュー」をする機会を検討し、教育内容の充実、厳格な成績評価の実施を組織的に進めている。